

琴浦町社会福祉協議会 ことうらあんしん相談支援センター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）がことうらあんしん相談支援センター（以下、「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 このセンターは、生活の困りごとの総合相談窓口として設置する。

(名称及び位置)

第3条 この名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ことうらあんしん相談支援センター	東伯郡琴浦町大字浦安123番地1

(事務局)

第4条 事務局は、本会に置き、その事務は本会職員が行うものとする。

(事業)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総合相談事業
- (2) フードサポート事業
- (3) 日常生活自立支援事業
- (4) 成年後見利用援助事業
- (5) 包括的支援体制構築事業
- (6) その他、センターの目的達成のため必要な事業

(センターの経費)

第6条 センターの運営に必要な経費は、本会において負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要と認められるものについては本会会長が定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。